

令和6年度第2回 北杜市まちづくり審議会会議録

1 会議名

令和6年度第2回 北杜市まちづくり審議会

2 開催日時

令和6年7月8日（月）午前9時30分～午後0時20分

3 開催場所

北杜市役所西会議室

4 出席者（敬称略）

藤原真史、箕浦一哉、村田俊也、平野智哉、岩下邦博、小宮山幹夫、中山晃彦、
弘田由美子、石川英仁、五味勇樹、小林明

（欠席委員なし）

事務局

齊藤乙巳土建設部長

[まちづくり推進課]

土屋雅光まちづくり推進課長、唐澤史明まちづくり推進課長補佐、
三井君夫建築開発指導担当主幹、栗澤一樹景観指導担当副主幹、
山崎大輔景観指導担当主事、輿水和輝景観指導担当主事

（オブザーバとして出席）

宮川勇人北杜未来部長、進藤修一政策推進課長

会議録署名委員

岩下邦博、五味勇樹

5 議事

- 1 北杜市景観計画の一部変更について
- 2 その他

6 公開・非公開の別

公開

7 傍聴人の数

16名

【1. 開会】

(小宮山副会長より開会のことば)

(年度切り替えに伴い変更となった委員の紹介)

【2. 会長あいさつ】

【3. 議事】

(事務局) それでは議事に入ります。ここからは、まちづくり審議会条例の規定に基づきまして、会長に議長として議事進行をお願い致したく存じます。よろしくをお願いいたします。

(会長) それではここから私の方で議事進行を務めさせていただきます。円滑な進行に繰り返しになりますが御協力をお願いいたします。いつも通りですが、議事に入る前にお伺いとすることがございます。まず第1点目会議の公開についてです。本日の会議であります。北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱の適用を受ける会議で非公開事項もありませんので皆様にはあらかじめ案内しておりますが、本日の会議は公開であるということで、これは確認です。確認させていただきます。よろしいですね。

続いて傍聴についてであります。当会議、事前に周知し、定員25名で希望者を募っております。今回傍聴について、あちらにおかけの16名の方が希望されましたので人数以内ということで全員入室いただいております。傍聴人の皆様におかれましては、既に確認されていると存じますが、会議場所における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと、会議場所において発言しないことと傍聴要領を遵守していただきますようお願いいたします。それでは最後に、報道関係の申し出ですが、本日も報道関係の方から撮影の申し出がございましたが、これにつきまして許可してよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長) それでは異議なしということですので、許可したいと思います。報道関係者は事務局の指示に従い議事に支障のないように撮影取材をお願いいたします。最後に議事録署名人についてですが、私の方から指名させていただきます。今回の会議録の署名につきましては、岩下委員と五味委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしくをお願いいたします。最後に先ほど挨拶で申し上げましたが、会議時間は一応11時半、9時半開始したところで2時間程度で11時半が標準的な会議時間でございます。11時半、最長延長しても最大延長しても12時にはしっかりと終えるような形で議事進行してまいりたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いいたします。それでは前回からの引き続きの議事ですが、議事に入りたいと思います。お手

元の次第に沿って進めて参りますというか大きなものとして（１）ということですが、北杜市景観計画の一部変更について取り上げます。それでは事務局よりご説明をお願いいたします。

（事務局）

議題に入る前にご報告をいたします。前回までに北杜市の景観を考える有志の会から署名をいただいておりますが、同様の内容であります。先週7月4日に69筆の書面が提出されましたのでご報告をさせていただきます。

それでは改めまして、今回の資料の説明をさせていただきます。今回は通算4回目の審議会になりますのでよろしくお願いいたします。本日はお手元に配付いたしました資料1をもって説明いたします。まず1ページをご覧ください。こちらは前回5月21日の審議会資料で紹介しました。北杜市景観計画と北杜市まちづくり計画において、建築物の高さの基準及び基準が異なる区域を説明し、他法令の規制を考慮する中で、今回の改正の影響を受ける箇所を位置図をもって説明したことになります。一部変更した場合の影響を受ける箇所は図面ピンク色で網掛けした位置になることを再度確認いただきたいと思います。

次に2ページをご覧ください。審議会でご審議いただく事項を改めて整理させていただきました。まず諮問の趣旨になります。市長からまちづくり審議会に諮問された内容の趣旨は、建築物の高さは13メートル以下と断定規定した山岳高原景観形成地域の景観形成基準に一定の条件を満たした場合の特例規定を設けることの可否についてであります。この内容が可なのか否なのかご判断いただくことになります。判断結果により、それぞれ矢印を記していますが、可の場合は次の設問に移り、否の場合は結論が出ましたので、妥当性がないとの理由を整えた答申作成を行っていただきます。可の場合戻りまして説明しますと、景観形成基準の変更案の検討を進めていただきます。前回お示しした3案がありますので、こちらから選んでいただく方法や、または選択した後に加除修正を行い、字句を整える方法があると思います。2つ目の矢印の先になりますが、次の手続きとして、記載内容案の決定後、パブリックコメントを実施し、パブリックコメント実施後、結果を取りまとめ、まちづくり審議会に報告を行い答申の作成となります。特例規定を設けることを可とする判断とした場合、条文案をまとめ、答申書の作成をもって今回の諮問に対する審議会業務は完了となります。それでは3ページ判断基準の内容をご説明いたします。前回紹介したのから一部更新している箇所は青色で網かけとさせていただきます。2 基準の内容第2号になります。景観に及ぼす影響が小さいとする内容にイとして現にある景観に溶け込むものであることを追記しました。全く見えないのであれば、景観に及ぼす影響は全くないこととなりますが、この基準は現在の建築物の景観形成基準

においても、景観への配慮事項を記載していますので、見える場合にあつては、景観への配慮があれば対象とすることができるために追記するものがあります。次に第5号です。地域への貢献が期待できる企業であることを条件として、地域の発展に資することを目的とした連携協定が結べることを要件に追記しました。これは前回までに示した4要件のみでは、当該要件をクリアしてしまえば、協力的でない企業及び事業の性質を考慮せずに対象となってしまうのではとの意見があったことから、あくまで北杜市の地域振興にとともに取り組む企業であることを要件とし、言うなれば、反社若しくは公序良俗に反する事業を認めないとの意思表示になります。

3 まちづくり審議会の諮問につきましては、内容変更はございませんが、記載内容を建築物の開発行為を行う場合は、県・市等の許認可、林地開発許可、開発行為の許可、建築確認などが必要となり、関係機関との事前協議の段階で、事業内容や経済効果は明らかになる。また、地権者又は隣接者若しくは、地域住民への説明会の開催を通じ、地域の合意形成が得られることから、事業の受け入れ態勢が整っていることを確認する。以上の経過を経て、まちづくり審議会で諮問を行うこと、を改行しながら整えさせていただきました。これは、判断プロセスについて意見をいただいたことを踏まえ、特例規定を加える変更が行われた場合のフローを作成したことに合わせて修正したものになります。全体のフローは別のページで後ほど説明いたします。

4 ページをお願いします。ただいまの説明の前回提示案と今回提示案の新旧対照表になっております。

次に5ページをお願いいたします。基準に関する主な質問及び回答等と題しまして、前回基準を説明した際に受けました質問に対する回答をまとめたものになります。1 100億円の規模感とは、2 建築費の捉え方は、3 敷地外からほとんど見えないとは、4 相対的に大きいとは、に対して回答した内容はそれぞれ記載の通りであります。なお、1 100億円の規模感に対する回答で紹介した事例4件の他に、参考として、市役所本庁舎を新設した場合、60億から70億円、中学校の新設は40億円から50億円が想定されること。また高級ホテルは100億から400億円ぐらいの規模感となることを加え、次に3、敷地外からほとんど見えないとの回答に事業者からは事業計画の中で景観に溶け込む計画を提案していただきますと、それぞれ補足させていただきました。

次に、6ページから10ページにかけてとなります。審議会で述べられた意見に対する回答と題しまして、委員の意見の要旨と市からの回答をまとめたものになります。順番に紹介いたします。1 緊急性について喫緊の課題とは思えないとの意見についてになります。今回の改正はアウトレットの跡地活用において、複数の事業者と折衝する中で、市民や地域にとって特に有

益と思われる計画であっても、高さ制限の13メートル以下がネックとなり、具体的な計画の提案に至らず、交渉の入口にも立てなかったケースが複数あったことから、早期の改正の必要性を認識したことによるものです。現在、企業においては、地方への設備投資意欲は非常に旺盛となっており、優良な企業を誘致するための自治体間の競争は激しさを増しております。白州地域を除くこの地域は企業の進出意欲の高い地域であるため、今回の改正により高さ制限13メートル以下の規制に特例規定が設けられれば、優良企業の誘致の可能性は大きく広がるものと考えています。

なお、現実に解決すべき具体的な事例がないので、緊急性がない、あるいは喫緊の課題とは思えないという疑念については、次のように考えます。1つ目、具体的な事例が出てから改正の是非を検討するのではなく、あらかじめ具体的な事例が出ることを想定して出てきた場合の対応方針を決めておこうというのが、改正の趣旨です。2つ目、今回の改正がない場合には、高さ制限は13メートル以下のままなので基準を上回る事業計画は出てきません。したがって、今、解決すべき具体的な事例、緊急性、喫緊の課題というのは、いつまで待っても出てこないことになるので、将来に備えるため、課題を把握した今の時点で改正を行うことが必要であると考えています。3つ目、現在白州地域を除くこの地域は、まちづくり条例及び山梨県建築基準法施行条例の高さ制限は20メートル以下、景観条例では13メートル以下となっており、ダブルスタンダードの状態です。つまり、一方の基準が効力を有していない状態であることから特例規定を設けることで、各法令の基準がそれぞれ機能できる効果が得られます。

市内の他の地域においては、まちづくり条例及び景観条例ともに、高さの制限は13メートル以下となっているので、齟齬はなく、この地域におけるダブルスタンダードを解消するために、今回の改正は必要なものとなります。

次に7ページ、2 北杜市景観計画まちづくり計画の全面的な見直しを進めてはどうかになります。本市は平成16年の市制施行以来、平成22年度にまちづくり計画及び景観計画を制定し、まちづくりの基本としてきました。その制定の過程において、8町村合併であることや、広大な面積に小集落が点在している状況などから、当面は、旧町村役場の周辺を拠点とした現状を踏襲する形での制定にならざるを得なかったという経過があることは従来から認識しているところであります。しかしながら、制定当時は不確実であった市役所本庁舎の位置、中部横断自動車道のルート及びインターチェンジの位置、リニア中央新幹線のルート及び山梨県駅の位置、アクセス方法などが、近い将来において具体的になってくると思われ、その段階で市の30年、50年後の将来に向けてのまちづくりについて、数年をかけて本格的な議論をするのが適当と考えています。したがって、今回は計画、ゾーン、高

さ制限などの基本的な部分を見直すのではなく、特例規定を設けるという運用の見直しを行うことで、当面の課題に対応しようとするものです。次に3 市民の声を聞くことにつきましては、市の政策に関する基本的な計画の変更を行うため、パブリックコメントを審議会素案決定後に行うこととなります。次に4 諮問のきっかけにつきましては、1で回答した内容と同じく、課題として把握したことがきっかけであります。今回のRT社のホテル事業において、高さ13メートル以上のホテルを建てるために諮問したものではありません。

8ページをお願いします。次に5 特例規定の対象地域における開発と景観の両立につきましては、白州地域を除くこの地域は、山梨県及び市が、小淵沢町地域について、高付加価値のある観光地を目指して、観光振興による活性化を行うために検討を進める地域に含まれています。また、当該地域へ進出する企業から具体的な事業計画が提案された場合、まちづくり審議会において個別に判断することになりますが、その際には基準に基づく判断はもとより、環境及び景観に配慮した計画の提案となっているかどうかについてご判断いただきます。次に6 示された基準に対して、審議会で判断するための基準は、また判断プロセスは、個別事業について諮問を行い、まちづくり審議会として適・非適をご判断いただきます。今回お示した判断基準は、他自治体では類を見ないほど具体的で厳しいものと考えており、市が諮問する場合と、審議会でご議論をいただく場合の基準は同一であります。審議のポイントは、事案ごとに計画の具体的な内容をお示しする中で、審議を行っていただくこととなります。また、審議会に決定権はありませんが、審議会からの答申を尊重する中で、庁内で検討の上、対応することとなります。次に7 令和5年2月策定の小淵沢活性化構想にあるアウトドアの聖地への構想と企業誘致基準100億円との整合性は、につきましては、地域振興には様々なアプローチがある中で、アウトドアの聖地と企業誘致はどちらも重要なコンセプトと考えています。いずれか1つのみを進めるということではなく、どちらも進めるということとなります。次に8 低層階とはどのようなものかにつきましては、一般的には6階以下の物件を高層階としており、4階5階の物件を中層階、3階以下の物件を低層階と言われております。なお、これまでの議会等への説明においてもRT社のホテルは低層階で3階建て以下、高さ13メートル以下で建設するとしております。次に9ページ、9 破産処理後及びホテルの全容が明らかになってから審議を行うべきとの意見につきましては、旧アウトレットモールの破産整理と、RT社のホテル計画は既に解決済みの事項であり、景観計画の一部変更に関する件との関連性がないことから、速やかに審議を進めていただきたいと思います。なお、ホテル建設前に特例規定が追加された場合、理論的には5階建てのホテルを建設可能ですが、市もRT社もそのようなことは考えておりません。

次に10 やむを得ない文言につきましては、規則内に文言として書くことに対して違和感や具体性が欠けるとのご意見を受けました。当該文言は一般的な法令に用いられるもので、一例では、民法や北杜市景観条例施行規則の中でも用いられています。やむを得ない事由と客観的に真にやむを得ないものであるかどうかを判断した結果決まるものであり、法令で具体的に定められるものではないと考えます。このため、本市では別に基準を定めることで、透明性と公平性を確保します。次に11 協力的でない企業が、特例規定の対象とならない仕組みについて、市の事前の調査により、好ましくない企業は当然排除します。これに企業の社会的存在意義を考慮し、北杜市と地域の発展に資することを目的とした連携協定等を結べる企業であることを判断基準に加える提案を追加します。これを反映させ、3ページの判断基準に5つ目の要件として追記したものになります。10ページをお願いします。次に12 特例基準は規則で規定するのか、内規等で規定するのかについて、は、本市例規には、条例、規則、告示、訓令等といった種類があります。景観形成基準は、北杜市景観条例の規定により、北杜市景観条例施行規則で定めることとなります。これまでの高さ13メートル以下とする規定は遵守しつつ、運用基準については内規として定めるのが適当であると考えています。他の例規であっても、必要な事項は別に定めるとした条文を規定し、別で定めることが通例です。最後に13 このエリアをどのようにしていくのか、市としての決意については、になります。これは対象地域のビジョンについて問われたものとして受けとめております。小淵沢地域は、中央自動車道で東京から2時間、名古屋から2時間30分の距離感であり、JR中央線の特急が停車し、小海線と接続している小淵沢駅を有しています。この恵まれた立地条件から、八ヶ岳南麓、甲斐駒、南アルプスの観光の入口として位置づけており、今後、森に囲まれたリゾート地として高付加価値のある観光地を目指して地域振興を図ってまいります。また白州地内の産業振興地域も既存の企業も含めて、更なる地域進出を図ることで地域振興が図れることを考えています。そのためにも、優良企業の誘致は有効な手段であり、重要な課題であると考えています。以上が皆様の意見に対する市の考えとなります。

続きまして11ページ、6 特例規定によるまちづくり審議会の諮問答申フローになります。登場するのは北杜市、事業者、市民と、そしてまちづくり審議会の4者となります。先ほど資料3ページ、判断基準の内容を説明した際、3 まちづくり審議会の諮問で説明したものをフローとしたものになります。左から数字の順に流れていきますが、①として、事業者から13メートルを超える建築物について、市は事前協議を受けます。②として、市は景観条例及び条例施行規則について説明をします。③として、事業者は景観条例の内容を把握し、他法令の手続きとして、例えば開発行為であれば住民

説明会を行います。④として、近隣関係者等は、説明会により事業内容を確認し、意見する機会が設けられることで受け入れ体制が整えられます。⑤ここからが景観条例に基づく届け出となります。⑥として、市からまちづくり審議会に特例規定に該当する案件を諮問し、その内容の適否を求めます。⑦において、審議会が市長の諮問に応じ、調査審議を行い、⑧において答申をまとめます。⑨として、市は答申を受け取り、⑩として計画の適合検査を行います。⑪において、市は事業者に対して、景観形成基準に適合するかどうかを審査し、結果を通知します。⑫において、適合と認められた事業者の景観条例の手続きは終了となり、他法令の手続きなど全てを完了したとき、事業着手することになります。以上がまちづくり審議会でのプロセスとなります。

次に12、13ページ、7 現にある高さの事例になります。特例規定の対象となる地域にあるスパティオ小淵沢は平成8年4月に竣工し、地上5階建て地下1階、高さ19.9メートルの温泉宿泊施設となります。こちらは平成7年10月1日から山梨県建築基準法施行条例の適用を受ける地域となったことから、基準の高さである20メートル以内で建設された事例となります。左側写真をご覧いただき、1階がロビー、2階から4階が宿泊用の客室、5階がレストランとなることをご確認ください。同じページの右側写真については、紙面の関係で左に90度回転させた状態の位置図となります。真ん中赤い丸で囲んだ箇所は当該建物になります。13ページになりますが、建物の東側から①とし、時計回りに②、③、④と移動して撮影しております。写真に赤い矢印をもって指示したものがホテルレストラン棟になります。それぞれの撮影場所からの写真をもって、委員の皆様には、建物の高さがどのように感じられるか、ご判断いただきたいと思います。なお、④の写真、こちらは施設西側を走る県道から撮影したものになりますが、建物の姿を確認することができませんでしたので、赤い点線矢印で位置を示しております。次に14ページ、8 対象地域の状況についてになります。こちらは計画変更の対象となる地域の一例として、旧八ヶ岳アウトレットモール周辺の状況写真を用意いたしました。左上段、旧八ヶ岳アウトレットモール入口から施設方向を撮影したものになります。右上段、八ヶ岳スケートセンターから旧アウトレット敷地方法を撮影したものになります。左上段、八ヶ岳スケートセンター入口からスケートセンター及び旧アウトレット敷地方向を撮影したものになります。いずれも正面の木々により、敷地内を見ることは難しい状態であります。状況写真により、高さ、木々に囲まれた状況をご確認いただき、特例規定の可否判断及び運用基準をお示ししていますので、その妥当性の判断材料にさせていただきたいと思っております。以上が本日の資料の説明になります。よろしく願いいたします。

(会長) ありがとうございます。事務局からの説明が終わりました。本日我々の目標とするところですが、資料の2ページ目で今触れていただきましたが今日の質疑も含めて可否の判断をして方向性を明らかにしてほしいということで進めてまいりたいと思います。進め方としましては、前回と同じような形で、資料1についてご質問を承る時間をまず取りまして、その判断等に必要な疑問点等についてご質問等いただければと思います。なかなか質問と意見というのは切り離しがたいところではありますが、ご意見、主たる部分のご意見があるようなものについては、その後伺う時間を取っていくというような形で進めていきたいと思います。では、まず質問ということで、ただいまの事務局からのご説明、あるいは、これまでいろいろ論点となったようなことにつきまして、委員の皆様から改めて確認しておきたいこと等をご準備いただいているかもしれませんので、そうしたものも含めて質問主体の形のご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。挙手をしていただきましたら発言指名をいたしますのでよろしくお願いいたします。それでは委員をお願いします。

(委員) いくつか質問があるのですけれども、あの順番にいく感じでいいでしょうか。私がまとめていると長くなるので。

(会長) 質問がすごく多い場合は、事務局でちょっと待ってもらったり、一旦、区切ってくださいとかいうふうになった方がやりやすいですかね。どちらが。

(委員) 1つずつ。

(会長) 順番にやっていくような、一問一答のような形で資料順にということですね。委員からある程度質問を用意されるということですね。

(委員) いくつかあるのですけれども、順番に、皆さんも同じ内容についてあるかもしれないので。

(会長) 委員の皆さんもそれでよろしいでしょうか。委員、そのような運びで、お願いいたします。

(委員) まず、2ページ目の諮問審議事項というところなのですが、ちょっとこればかりにくかったのですけれども、まずこの諮問の内容、この1の部分について可否をとということなのですが、当然変更する内容というのは施行規則の変更の内容、この2の内容な訳で、この内容が良いかどうかということは今までずっと長くの審議をしてきたと思うのですね。ここは曖昧だ、ちょ

っと問題があるのではないかとか、いろいろな意見が出た中で、さらに判断基準の内容ということがでてきて、これらを総合的に判断して最終的に可否というものが判断できると思うので、もしこの形で、まずこの諮問の内容を変更することが良いかどうかというのを先に聞いて、その変更案の中身は後からですよってというのは、ちょっとそういうことであれば私は今までの3回の議論の流れとは違いますし、特に今変える必要があるのか。緊急性、必要性があるから変えるっていうことですから、まずその必要性がどうかとかそういう議論を積み重ねた結果、最後に可否を判断するというのが普通だと思うのですけれども、これだと何かまるで先にやるかどうか聞いて、それから中身っていうふうに見えるのですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

(会長) 事務局からよろしいでしょうか。

(事務局) 今までの3回の意見と流れに異なっているというような認識をお持ちのようなのですけども、こちらとしては、そのような思いは一切ございません。前回、委員の皆様から1人ずつご意見をいただいた際に、特例規定を付けること自体については可なのか、否なのかというような意見をいただいたところだと思っております。その上で今回、特例をつけることが良いということであれば、次のステップに進めるものと考えておりますので、何らこれまでの意見と変えているつもりはございませんので、というような回答でご理解をお願いしたいと思います。というのも1番最初、第1回審議会でご審議いただきたいことということで資料を出した際も、諮問については市長から特例を設けることについてご意見を伺いたいとし、次の内容として変更案の内容ということで具体的なただし書きの条文をお示ししております。それらセットで考えていただくのは通常だと思うのですけども、それについて、この前も可なのだけでも必要性がわからないとか、そういったご意見もいただきましたので、実際その部分を払拭するにはどのようにしたら良いかっていうところなので、改めて審議事項という形で整理させていただいた次第です。

(委員) すいません。申し訳ないですが、よくわからなかったです。要するに、この表から見れば、まずこの下とは別に諮問案だけの可否を求めてそれで可となったら、この下の内容について審議するってということなのでしょう。それともそのセットで考えて、当然変更することが良いかどうかというのを決めるのは、変更の中身がわからないと決められないわけですよ。ですから、当然この中を議論して行って、その内容がよければ、今までの議論を全部含めて総合的に判断して可否を決めるということでもよろしいでしょうか。どちらでしょうか。お答えがすいません。私の理解力が悪いのかよくわから

なかったです。

(会長) 事務局どうぞ。

(事務局) これまでの意見の中で、その運用方法ですとか、内容がわからないので議論が進められないというのがこれまでの第3回までの内容でした。そこにつきましては、本日の資料をもってなぜ必要なのか、なぜ今この地域の改正をしなければいけないのか、企業誘致の必要性、そして市のビジョンについて資料をもってご説明いたしました。その説明をもって、まず特例規定を付けることというものはあり得るのか、あり得ないのかというものをご判断いただきたいと思います。

そしてその上で、次のステップとしてただし書き、特例規定を設けるものについてご議論を進めていただきたいと思っております。今までの3回の積み上げがあったから、こういった整理のお話ししているものになりますので、最終的にならないと否なのかどうなのか判断できないってということではなく、これまでの説明を受けて可なのか否なのかというものをご判断いただきたいと思っております。

(会長) 委員お願いします。

(委員) 今、委員がおっしゃったことと事務局の説明は一見対立しているように聞こえるが、矛盾してないように聞こえました。要は今までの議論を踏まえて総合的に判断をした上で可か否かというものを審議するという話なのかなというふうに理解いたしました。ということが1点と審議の進め方に関しましては事務局のご意向はありますけれども、会長の責任で行うこと、若しくはこの審議会の中の意見で進行していくのかなというふうに思いますので、会長の方が適切に進行していただくということではいいのではないかなというふうに考えました。

(会長) ありがとうございます。進め方として、多分今までの議論で、この段階で多分今回の可否の方向性を示して、パブリックコメント等に進められるような形で、次回には答申作成ということなので、多分答申作成がされたら可の場合は規定がまもなく、できるということで、夏から秋ごろにできる前提で今まで過去3回議論になりました、緊急性とか必要性とか含めて設けること自体は可否という形で、緊急性必要性を主として、まず可否をご判断いただいて、その上で多分多くの委員が前回までの議事録を拝見する限りは、内容によっては可だけど内容によっては否もありうるという委員も結構多いように思いましたので、一応、一旦可となった場合は必要性緊急性等の観点から

設けること自体はいいだろうということで可になった場合、(2)のところで記載内容を一旦揉んで、その上で改めてその書きぶりだとか、可とはできないという委員もいらっしゃる、あるいはその書きぶりなら安心して可だというところで、改めてもう一度確認するような進め方で最終的に可否を2度クリアするような形で進めるのはいかがでしょうか。判断が、委員の皆さん今まで見ていると一番重視されるポイントは異なりますので、(1)のところはもう門前払い的な形での可否の、多分それで否という委員も、前回の発言も含めていらっしゃると思いますので、そこで伺った上で、2のところで改めて揉んだ上でその書きぶりじゃあり得ないだろうということであれば否、それなら安心できるってことであれば可というようなことで、再度、これ2段構えで進むというのはいかがでしょうか。よろしいですか。

(会長) 委員どうぞ

(委員) 会長から折衷案を出していただいたことは大変ありがたいと思います。その(1)をやる意味っていうのが私にはわかりませんが、あの(2)が必ずあるということであればよろしいかなと思います。1つ先ほど事務局の方から既にこの資料で全部考えをまとめてあるので、これを見て判断してくださいということだったのですが、前回、非常に疑問に思ったのが、議事録を見ていただきますと36ページ分ぐらいまでほとんど質問なのです。実際の皆さんの質問、私この資料が来るのが遅かったので、自分で質問を全部まとめました。これに4項目しかないですけど、大きく分けて質問で17項目あったと思います。そして質問をした方も質問に対する答えを聞いて、意見もありますけどりあえず質問の内容はわかりましたという感じで終わった方も多いので、実際に前回意見を十分には言えてないと思うので、りあえず質問に対して市の考えを伺いましたというふうになっているので、今日はその今までの全部に対してちゃんと意見を言える時間をとっていただきたいと思います。それでないと最終的な判断はできないので。

(会長) まだやっぱり進め方で、多分質問で意見という形で申し上げて、前回ですと質問でかなり時間をとったので意見はもう1人一言ずつというか、表明ということで終わったので、そうではない形で意見を言う場を設けた上で、最後の判断に関わるような見解表明ということで、委員、理解でよろしいでしょうか。委員の皆さんそういう進め方でよろしいでしょうか。質問その後意見を述べる場でその意見も含め最終判断を1人順番に前回と同じようをお願いするような形でよろしいでしょうか。委員どうぞ。

(委員) 委員のおっしゃっていることはわかりませんが、要するに何ですか。今

質問して意見を言ってそういうことをまた1時間かかるかどうかわかりませんが、それを繰り返すということをおっしゃってらっしゃるのですか。先ほど委員長さんがおっしゃられたように、まず1回先へ進むのか、適・非適で先に進むのかをまず1回判断をして、そしてそれからこういう条件になったら良いですよとか、そういう意見ですと、こういう進め方で、委員長さんおっしゃったと思うのですけども、それだとわかるのですが、そこまでもまだ入らなくて、今意見を言って答えるみたいな話をしたいと、こういうことなんでしょうか。

(会長) というわけでもないですけど、要するに多分質問と意見という形で切っているんで、そうすると質問が終わっていきなり意見表明だと、実は質問ではなくて、意見としてこういうところを多分見てほしいっていうようなところも伝わらないでも、いきなり発言求められるので、その前に意見のある委員は意見をみんなに一応知ってもらってそこも含めて判断してもらいたいという趣旨ですよ。

(委員) そのような趣旨です。

(会長) 時間次第ですが、そういう形で進めたいとのご希望がありますが、委員の皆様よろしいでしょうか。そのような形で進めてまいりたいと思います。あと可否について2段階でやると言ってちょっと疑問の声もあったので。

要するに2段階でやろうと申し上げたのは前回までの議論ですとそもそも内容を論じる必要もないというような感じもあったりして、なかなか内容に入らなかったこともあったので、そうではなくて内容を揉んだ上で、可否を1回で判断する方がいいたろうという形でしょうか。どちらでもあり得ると思うのですが、どちらがよろしいでしょうか。委員の皆様、どちらもありかなと思って、2段階にする必要もなく総合的に判断して1回で終わった方が、はい委員お願いします。

(委員) 何回も申し上げて申し訳ないですけども、2段階が良いと思います。というのは、先に全然進んでないです。議論っていうのが、この諮問の基準についてどういう議論をしていくのかとか、あるいは答申の中の当初提示案修正案があり、こういうものについて議論をしていくのかという議論が先へ進んでからでの議論でないと、これ全く前回と同じようなことになってしまうと思うので、そこはぜひ2段階でやっていただければと思います。

(会長) 私も最初2段階出しました。2段階強く推す声がありました。委員の皆様、とりあえず2段階方式でよろしいでしょうか。委員。

(委員) 今日まで4回やりました。1回、2回、3回ということで特例規定を設けるかどうかという諮問を受ける中で、1回から3回まで様々な質問、意見、必要性、緊急性そういうことを議論したわけです。その中で事務局の方でも論点整理をしていただいて、今日があったわけでありまして。ということは今回、そういう中でこの特例を求めるかどうか、ここをまず議論をしていただきまして、特例を求めるという可であれば、今まで論点整理を進めた中で次の議論に行くというふうに私は考えます。そうすることによりましてスピーディーな議論ができる。身のある議論ができるというふうに私は考えます。

(会長) では会長にお任せいただいているということで、私も最初は2段階で提案したので、2段階方式でこの後進めてまいりたいと思います。それでは改めて資料に対する質問ということに戻りたいと思いますので、委員の発言の途中ですよ。次の項目ということで、お願いします。

(委員) さっさと進めないで怒られそうなので、さっさとやります。まず、今回変わった場所ですね。3ページ目の(2)の現にある景観に溶け込むものであること、ということがあります。前回は事務局の説明の中に何回も溶け込むという言葉が出てきました。私の考えではほとんど見えないというのはどうということかわかりますけれども、溶け込むとはどういうことかが非常にわかりにくいので、溶け込むとはどういうことなのかもう少し具体的に。

逆に私、ほとんど見えないよりも曖昧になったように感じるの、実際どういうことなのか。できれば、溶け込んだ状態というのはどういう状態で、溶け込んでないというのはどういう状態なのか、ご説明をお願いしたいです。

(会長) それでは委員からのご質問、溶け込むのはどういうふうに関判断するかということで、事務局よろしいでしょうか。お願いします。

(事務局) 景観形成基準の中では例えばですけども、今回溶け込むという表現をしておりますが、景観の中にプラスアルファで何か建築物等が建築された場合については、今まであった緑の中に例えば建物が建つことによって、何かしらのノイズ的なものが入る場合があると思います。

そのノイズをいかに小さくするかという方法ですけども、例えば、建物で言うならば低彩度、低明度のものを使うといったものが基準として決められています。また、建築物の例で言うならば、外観であれば周辺の背景となる景観との調和に努める、周辺の山々の眺望できるだけ障害しないようにす

るといったような書きぶりがありますので、今回のものについても同様にそれらを包括して溶け込むというような書き方をさせていただきました。

具体的な事例ということになります。例えば今あるマンションの建て替えをすることになると、既に景観として認知されたものになりますので、それを建て替えた際は、同様に溶け込んだものというような部類になるのかなと思います。

さらに言えば、そこが例えば工場地域だとします。今ある工場の横に工場を建てられたとしても、それはもう工場地域として既に認知されているものになりますので、いきなり工場が新規で建つわけではなく、今ある工場地域に工場が建つということになるので、溶け込んだものになるのではないかと思います。

具体的な写真で、適切かどうかわかりませんが、今回資料として用意いたしました13ページをご覧いただきたいと思います。

西南側の道の駅から撮影したスパティオになりますが、ここが全く緑のものであるならばこの建物も非常に浮きだってしまうかもしれませんが、道の駅という観光施設と併設されることによって溶け込むような状態が演出されているのではないかというふうに理解しております。ケースバイケースによって当然違ってきますが、このような事例が想定できるのではないかと考えております。

(会長) 委員、どうぞ。

(委員) 先ほど会長の方から2段階でやるというお話を伺って、今、委員からご質問いただいたのは、基準の件のお話だったと思います。まず2段階でやるということであるならば、判断基準とか特例の内容に関する質問は後にさせていただいて、とりあえず1番の(1)の特例を設ける可否について一度決を取っていただきたいです。

会長は2段階目の特例内容についてはこれが駄目だった場合は、そこでもう一度否決しても構わないという言い方をされておりました。とすれば、効率的に進めるために基準のことは後にさせていただいて、後ろの質問、例えば緊急性についてというようなところとか、それに対してやっていただいていますけれども、(1)に関して必要な分だけまず質問していただいて、と思いましたがいかがでしょうか。

(会長) 委員、質問を今いくつか用意されている様子ですが、可否に直結しそうな緊急性、必要性の辺りに関する質問を優先するということができますか。色々用意されているかもしれないので、ある程度そのあたりの判断に影響するような疑問等、あるいは意見を述べた上で可否を判断して、その上で内容

に関する疑義も含めてご質問を再度いただく進め方が良いのではないかと
いうのが委員からのアシストだと思います。

(委員) (1)で否定されたらそれで終わりですから、まず(1)について皆さん
が可か否かを確認できる質問だけしていただいた方が、話が効率的に進むか
なと思うのですが、いかがでしょうか。

(委員) 内容関係なく、ただ変えてもいいかどうかという意味ですね。

(会長) 今までの議論で私の誤解がなければ、このタイミングでやった場合、先ほ
ど申し上げたように秋口には可となって、内容も可と出て、最終的な結論と
して可となった場合、夏から秋の頃には特例ができるので、そのタイミン
グで今まで市から提出された資料や説明で、可かどうかを判断するとい
うところが最初の判断の部分なので、そこに関わる質問を優先してお願い
できればということです。

(委員) それに関して意見はありますけれども。

(会長) 一通り質問いただいた後、意見も可否を1段目で判断していただく
中でやります。

(委員) この中身に関係なくこれで判断できるための質問と言われると苦
しくなっ
てよくわからないのですけれども、どうしてもそういうことと言われる
ならば、私はこの判断基準の内容の中身に関する部分が多かったので、
そうすると一応最終的に前回、委員が何回かおっしゃったことを、
もう一度最終確認をさせていただきたいと思います。これに関して
アウトレットの会員制ホテルの建築と全く関係ない、それとは一切
この施行規則の変更、諮問案については関係ないということでお
っしゃっていただきました。

13メートル以下になるということをおっしゃったので、再度リゾ
ートトラストの会員制ホテルに関しては13メートル以下に必ずな
ると断言していただけますかということ、今後この諮問案がこの
通り成立して特例ができた段階で、そのときに今、何の根拠と
なる文書も契約書もないということですので、事業者の方で
気が変わって18メートルの建築物にしますということになる
ことは絶対はないのか。

要するに13メートル、15メートルでも18メートルでもいいです
けれども、13メートル以上の建物になることは絶対はないのか。
今後これが成立して一件審査となった場合に、まちづくり審議
会にリゾートトラストの13メートル以上の建物に対して審議に
付すことがないのか、しつこくて申し

訳ないですけれども、ここで明確に確認をお願いします。

(会長) 委員、お願いします。

(委員) 今の委員のご質問ですけれども、これも何回も言っておりますが、例えば今回例外規定を設けられたとしても、理論的にはそれは5階建てでも良いことになるのですけれども、一件審査することになりますけれども、そういうことはありません。最後までリゾートトラストは建物を13メートル以下の範囲内で作るということです。

(会長) 委員、どうぞ。

(委員) 最終的に断言していただきましたので、副市長たる方がこの中で断言していただいたので、そうだというふうに考えます。

一応、書類とかそういったものはないですけれども、実際7月14日にリゾートトラストの住民説明会が行われます。そのときに建築設計の方、測量の方、皆さんいらっしゃるのので、そこで本当に13メートル以下になるかということは明確になるかと思えます。それは皆さんにお知らせということでお伝えさせていただきます。

(会長) 続いて委員の皆様から最初の1段目のところの可否の判断部分に関連するご質問はございますか。委員どうぞ。

(委員) 2つ、質問させてください。

7ページの2番ですけれども、全面的な見直しを進めてはどうかという意見に対する回答です。内容はよくわかりましたが、とするならばというところで、市としての見解を教えていただきたいです。3つあるような事項について、近い将来において具体的になってくると思われるので、その時点で作り直せばいいというお考えはよくわかりませんが、では、大体いつ頃想定していらっしゃるのかを教えてください。これが1つです。

(会長) 今の1点について、回答をお願いします。

(事務局) 7ページの全体的な見直しの時期はいつ頃かということですが、現時点で例えば3年後であるとか、4年後であるとか、ということは明言できるものではありません。あくまでも近い将来ということでご理解いただければと思います。この場で明確な年数は、お伝えすることはできません。

(会長) 委員どうぞ。

(委員) たぶん、そうだろうというふうに思います。リニアも7年間延長しているケースもありますので、具体的に言うと難しくなるだろうなと思います。もう1つ、3番の方です。市民の声を聞くことについてということです。これについてパブリックコメントを行う、と。制度上はそういうふうな形で多分良いと思いますけれども、それで本当に市民の声が聞けるかどうかについてどう考えてらっしゃるか教えていただきたいです。

(会長) 事務局からお願いします。

(事務局) 同じページの市民の声を聞くことということで、もちろんパブリックコメントは市民の意見を聞くことですので、それ以外の市民の意見を聞くことでありますが、一般的にはアンケートをとったり、今回はこういう事例ですけれども、様々な計画だったり、市の全体的な方向性とかそういったものについてはアンケート調査をすることは通常やっていることであります。

それ以外に直接、何か集会、北杜市の場合であれば市長と語る集いとか、そういったことでご意見を拝聴するということが考えられると思います。

(委員) ありがとうございます。

(会長) 市民の声等についても、いろいろこれまで議論になってきました。今回は通常の規則制定の手続きに則ってパブリックコメントのみで対応するというのが市の方針であるということです。

では引き続いて、まず質問のような形で何か最初の可否判断に関わるところで聞いておきたいということございますか。では、委員。

(委員) 質問ということではないですけども、5ページの基準に関する主な質問及び回答の中で100億円の規模感というご質問に対しての回答がそこにあります。また参考については先ほど事務局の方から説明していただきましたけれども、意見としては100億円という規模感は前回の第3回のときに委員もおっしゃっており、非常にハードルが高いなという意見を述べられました。

改めてここでこうやって見ますと、やはり100億円は高いかなという感じがいたします。根拠があるわけではないですけども100億円以上ではなくて50億円でもいいのかなと。最近ネットニュースで見たのですが、ニッカウキスキーなどは日本全国3箇所の中で60億円の投資をする。そういうことを考えてみても、やはり100億円というのは少し大きいかなと。

また、海外に進出している企業が日本回帰になっております。そういうことも踏まえれば100億円がいいかどうかは別にしても、少々大きいかなというふうに私は意見として感じております。あと1点、その下の建築費の捉え方です。建築費の捉え方も回答があるわけですが、曖昧ではないかなと思っております。一般的には総事業費ということで建築費などは普通はないわけでございます。一般的な総投資額というように、表現的には変えてもいいかなと私なりの意見でございます。以上、2点です。

(会長) それでは事務局お願いします。

(事務局) 基準の内容等のご意見を言うことで、現時点では諮問の可否というところの段階ですので、ご意見として承っておきたいと思えます。

いずれにしましても、先ほども申し上げたと思えますけれども、我々としてもこの諮問につきまして、いろいろな条件や記載の内容も含めて、精一杯ご説明をさせていただいたというところであります。前回の第3回の審議会におきましても、ただし書きについては大方の委員が良いだろうというところではございました。

そういったことから、まずは可か否かというところで議論を進めていきたいということがございましたので、委員のご意見とは少々異なる発言となりますが、ご質問ご意見につきましては、また次の段階で議論をしていただければよろしいかと思えます。

(会長) 委員よろしいでしょうか。

それでは今、委員から意見という形でしたが、最初の1段目の判断のところに関わる形で質問あるいは、皆さんに聞いていただいた上で判断してほしいという意見がございましたら承りたいと思えますが、いかがでしょうか。委員お願いします。

(委員) 前回の審議会のときに市民の意見を大事にするという意見がありましたので、私のところにいただいた市民の意見の情報をご報告させていただければと思えます。小淵沢町の篠原在住の方、山岳高原景観形成地域の方かと思えますけれども、その方からいただいた情報です。

先ほど事務局の方もおっしゃっていましたが、小淵沢の建築の高さ制限緩和に対する反対署名ということで、今年に入ってから約3、300筆の署名をもらっているということで報告をいただいております。

それから、該当地区の小淵沢町の篠原区、大東豊区、岩窪区の区長さんに審議会の内容などをお伝えしたところ、皆さんは今回の地域の高さ制限を緩和して企業誘致を推進するということを批判的に見られておられます、とい

うお話をいただきまして、この問題は小淵沢町の将来に大きな影響を及ぼすものと思われますので、じっくり時間をかけて論議をしていくべきものだと思います、という情報をいただきました。ここで市民の意見ということで委員の方々の判断材料として必要かと思ったのでご報告させていただきました。

(会長) ありがとうございます。ちなみに今上がった地名は、この対象区域の一番コアとなるような辺りという理解でよろしいでしょうか。

(委員) いわゆる山岳高原景観形成地域の中の各区になるかと思えます。

(会長) ありがとうございます。続いて委員、お願いします。

(委員) それでは可否に関係する意見ということで言わせていただきます。今の委員のお話にも役立つかなと思うところなのですが、皆さん11名いらっしゃいますけれども6名の方が市外ということで市内の状況がわからない方もいらっしゃると思うので、今回私個人的にその辺の資料を作成してきましたのですが配布させていただいてよろしいでしょうか。まず会長に伺います。

(会長) 委員提出資料というような位置づけですよね。審議会で委員提出資料というのは国など含めて結構ありますが、委員の皆様方がご異存なければ。よろしいでしょうか。それでは配付を事務局に配付をお願いいたします。

(委員) 今の意見と別のところで使用するものもあるので3部あります。

(会長) お手元に届きましたね。資料番号H1、H2、H3ということですね。

(委員) 先ほど委員さんが区のことをおっしゃったので、そちらの説明をさせていただきます。この地図を見ていただきまして、こちらは小淵沢支所で行政区の地図を聞きに行ったら閲覧のみとのことで、窓口で写したので完全に正確ではないのですが、基本的にはこういった形になります。この大東豊とか地区の名前が書いてあるところが小淵沢町です。

そして真ん中にある点線部分が山岳高原景観形成地域と田園集落景観形成地域の境目です。ですから、この点線から上の部分が今回の対象地域となります。もう1つの小淵沢町地域別人口集計というのが、各区の人数です。全部班ごとに出した資料をいただいて、それを集計したものです。そして、行政区に加入している方と、していない方がいらっしゃいまして、特に上の方の高原の地域は移住者の方が多くて、行政区に加入していない方が結構いら

っしゃいますが、ここに書かれているのは全部市民です。

ただ、山岳高原景観形成地域においては、別荘が非常に多いので実際この人口の集計で3種類に分けたのは、完全に山岳高原景観形成地域に入っている地区というのは、先ほどお話ししていた篠原それから大東豊、女取地区というのは、ほとんどは山岳高原景観形成地域です。ちょっと一部下も入っておりますが。それ以外の中間地域と私が分けさせていただいたのが、久保、岩窪、尾根、本町というところなのですけれども、ここについては少し山岳高原景観形成地域もこの地図を見ると一応入っていますが、ほとんど畑とかそういった形で人はあまりいらっしゃらないと思います。

そして次の田園集落景観形成地域に入っているこの6つの区は完全に田園集落景観形成地域のみということになります。先ほど委員は、今回対象地域となる篠原、大東豊、女取の3地域、それから岩窪は実際人が少ないですけれどもアウトレット跡地が入っているので、その方たちのご意見を聞いてくださったということだろうと思います。

そして今回、可否にあたって、この地域が影響を受けるので説明をさせていただきたいと思います。この地域、地図を見ていただきますと、標高が906メートルから1,100メートルにかかる非常に標高が高い地域で傾斜地であるということと、あと点線の右上にオレンジの斜線が入っているところがございます。これが土砂災害警戒区域です。そして篠原、女取のちょうど長坂町と境になるところに川がございまして、ここの周り、町界のところも土砂災害特別警戒区域となっております。

何が言いたいかということ、なぜこんな傾斜地、標高の高いところに企業誘致をしなければいけないのかというのが私の疑問です。企業誘致には全く反対しているわけではございません。ただ、適地というものがあるというふうに思っています。

そして特に最初の諮問案では出てきていませんでしたが、判断基準の中で100億円ということが出てきて、要するに大規模なものをわざわざ山の上に誘致するんですか、ということが私にとっては非常に疑問です。北杜市広いですから、他にいっぱいあるのではないのでしょうか。もしかしたら、ないかもしれないですけど、まずそういった調査をしてからやるべきではないか。そういうふうに感じます。

そして前回の説明の中でまとめには入っていませんけれども、必要性、緊急性に関してですが説明の中で、シャトレゼの白州工場の他に、実は同じ時期で豊富に工場もできました。そしてサントリーは水の工場が3ヶ所、南大山、九州、そして北アルプスにあります、と。そういったものが他の地域に作られてしまったことで、1つその必要性が本当はあったのというようなニュアンスがあったのかなと捉えました。必要性にも繋がる事例としてということで紹介されたので。それで私調べてみましたが、シャトレゼの豊

富工場は1996年（平成8年）にできています。サントリーの奥大山、九州熊本は2008年（平成20年）と2003年（平成15年）、要するに北杜市の条例ができる前にできたものなので、別に北杜市が13メートル以下じゃないと駄目だからここに来なかったわけではありません。そういう意味では適切でない例だったのかと思いました。そして2021年（令和3年）に作られた北アルプスの信濃の森工場、これについて調べましたところ大きさが敷地面積は41ヘクタール、建築面積が2.7ヘクタール。工場としては非常に素晴らしい工場です。環境にも非常に配慮しています。41ヘクタールのところに2.7ヘクタール、5パーセントぐらいの建蔽率でやっているのです。

それで私、こちらの責任者の方にお話を聞かせていただきました。竹中工務店のホームページには4階建てと書いてあったのですが、実際はちょうどその工場の場所が少し傾斜になっているので、実際は地表3階建てでした。そして最上部の高さは12メートルということでした。

ですから別に13メートル以下で十分立てられる工場ということで、他の工場も私いろいろな食品関係の工場が中心ですが行っていますけれども、工場は別にそんなに高い建物ではないです。とにかく平べったくて、大きいところなんです。ですから、事例としては高さ制限としてはまず無関係。

あと、企業誘致に関して、なぜ北アルプスの大町市を選ばれたのか、ということをお伺いしましたところ、サントリーに水源地研究所というところがありまして、そこで全国の水源地を全部調査しており、その中で水質と水量を調査する上で、特に水質を見て決定したということでした。

ですから別に北杜市の高さ制限とは全く関係ない、そういうお話でした。いろいろ教えていただき、私も勉強になったところです。

要するに工場というのは非常に広い面積を求めるわけです。サントリーの他の2工場も29ヘクタール、40ヘクタールというところでしたので100億円ということにしてしまうと、要するに非常に大きな場所が伐採される。先ほど副市長がアウトレットとは関係ないということをおっしゃいましたので、要するに新たな開発をこの高原地域に呼び込むということです。そちらに扉を開くということです。

それが本当に良いのか。そういうことをぜひ皆さんに考えていただきたい。北杜市には非常に過疎の地域だとか、どんどん人が減って困っているところ、あとはいろんな地域があります。そこがいかどうかということも含めて、ゼロベースで本当に企業誘致をするならどこが良いのか。企業誘致をやるうとするのだったら、まずやることはどこに呼べるのか、そこを考えることが私は第一ではないかと思います。

そして喫緊の課題かどうか、緊急性、必要性という部分で事務局の資料に13メートル以下の基準がある間は必要性とか、緊急性は出てこないのだ

と、だから変えるのだというお話が出ていましたけれども、実際、私の地図でもいいですけども見ていただくと、この点線より下の地域というのは、今でも過去でもずっと20メートル以下なら建てられますが、そこには建っていません。実際、企業も来ていません。

この状態というのは緊急性があるということになるのでしょうか。必要性があるということになるのでしょうか。建てられる場所があるのに来ていないのです。もしどうしても上じゃなきゃいけないというのが本当にあるのかどうか。そして制限があるから必要性、緊急性なんて永遠に出てこないということですけども、そんなことはないと思います。地権者の方が土地を何とかして使ってほしい、そういうことがあれば、いや、5階建て建てられたら土地が売れるのだけとか、そういう話は必ず出てくるはずなのですよ。

そういうのもない、実際建てられる地域に建っていないということは、必要性、緊急性がないのではないかと私は思いました。

(会長) 委員から必要性、緊急性に関するご意見がございました。事務局から、ではどうぞ。

(事務局) 多岐に渡るご意見だと思います。まず、繰り返しになりますけれども、本市において企業誘致や経済活動にあっては自然景観保持、共生が大前提であります。

むやみやたらに高い建物が多く建てられるようにするような、そういったただし書きではないと思っております。

一般的な自治体の規則と同じように硬直化した規則ではなく、まずはテーブルについて話ができると、そういったルール、扉を準備しておくためのただし書きであると認識しているところです。この地に興味を持った企業関係者を初めとする多様な方々が、本市で活躍できるという場を創出するのも1つ地域活性化には意味があると思っております。

それと100億円はあくまでも我々のただし書きだけの文言では駄目だというようなご意見を、この審議会の中でいただいたということで、こういった厳しい基準を設けたということです。100億円でない駄目だということではありません。次に田園集落景観形成地域に今まで出てこないということですけども、あくまでも結果、来ていないということでもありますし、集落内のエリアもありますので、そこになぜ今出てこないのかということとはわかりかねます。

(委員) 今の発言というのは、今回の資料でもおかしいと思うのですけれども、質問に対して事務局が答えていただくのは、そのために皆さんいらっしゃるんです。私達が理解するために質問に答えていただく。ただ、ここは委員と事

務局が議論する場ではないと思います。

ですから、委員の意見に対してそれは違うとか言う立場には申し訳ないけど、ないと思います。

そしてもう1つ、先ほどから1に対して可否を判断できるためにということではなかったので、私はそれに限ってということで、緊急性ということで意見を言いました。その件に対してそれは違うとかそういう話をされる場ではないと思います。

(会長) では、事務局どうぞ。

(事務局) 補足のお話だけさせてください。

まず前提として私達諮問しているのは、緩和というような言葉でいうと誤解があるかと思うのですが、高さの制限を13メートルから20メートルにするということではありません。13メートルはあくまで13メートルのままです。

その中で、他法令で認められているところまで建築の高さを認められるような特例規定を設けるということなので、緩和という意味はありませんということで再度委員の皆様にはご認識いただきたいと思っております。

それと前回説明した際に企業の事例として申し上げましたが、この条例ができたから他地域に行ってしまったということではなく、そこについては、その条例があることによって、もう今後この市に投資してくれる可能性が少なくなり、そこを門戸として開いておけば、新たに設備を投資していただける可能性を見出せるというような意味でご説明をさせていただきました。

例えばシャトレーゼさんで言うなら、前回90億円程度の工場が平成7年に完成したと申し上げました。そこについては工場であっても地下1階、地上4階建て、高さ20メートルを超えるような大型な施設でございました。

今後、平成7年当時からだいぶ年月が経ちましたので、新たな設備投資というのを企業として計画してくると思うので、それに備えるためにこの特例規定を設けていただきたいというのがこちら側からの趣旨でございます。

先ほどニッカウキスキーの例を挙げていただいた委員がいますけれども、私達も地元のサントリーさんの事例を考えております。そこについては報道発表によりますが、山崎、白州蒸溜所に100億円規模の設備を投資するというようなことを計画されているようです。どのようなものかは全くわかりません。その辺は情報収集していかなくてはいけないのですけれども、そういった設備投資があらゆる企業において想定されています。

そういったときに備えたい、というのが私達の意図であるということをご理解いただきたいと思います。

さらに、この図において示していただいた地域に企業が入ってこないのか

ということですがけれども、小淵沢町を例に挙げますと、アルソア本社さんが当時入ってきたときには50億円ほどの研究所、本社等を移転していただいて地域に本社を構えていただきました。

これは自然をテーマにしている企業であるが故に、自然景観を有する土地を選びたいという意思があって、そこを選んでいただいたということがありますので、同様の事案に備えるためにも、今回の特例はぜひとも必要だということを委員の皆さんにご審議いただいて特例規定を認めていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

(会長) 挙手が同時だったので、まだ発言されていない委員から先にお願いいたします。

(委員) 簡単にお話させていただきたいと思いますが、今回のこの諮問のきっかけになったのは、アウトレットの跡地にいくつか企業が名乗りを上げてきた。その中で、本当の具体的な例なのですが、5つ高級ホテルが手を挙げてまいりました。そのうちの3つが、高さ制限13メートルがあるがために、全く具体的な提案まで進まなかった。5階建てのホテルでなければ、我々は進出しません。これが実際の例であります。

そして、ホテルの人たちはどういうことをやっているかという、全国で適地調査をしております、同時に10ヶ所とか15ヶ所、お話を進めているわけです。それらのうちの条件に合ったところへ入ってくるという形になりますので、今まで例がなかったからとかそういうことではなくて、実際そういう例があるのです。高さ制限13メートルがあるがために、例えば300億、400億というようなホテル建設が全く具体的な案も出てこなかったという例があるので、今回この改正をしなければならないと思ったということでもあります。

(会長) それでは委員をお願いします。

(委員) すみません。ちょっと先ほどの間に入っちゃったのでわかんなくなっちゃったのですがけれども、アルソアの件とかおっしゃった。まずサントリーの件とかおっしゃいましたよね。サントリーのその40ヘクタールぐらいの工場が今白州の場所に、その敷地内だったら良いですがけれども、この産業振興区域っていうのは、もう一度皆さん、まちづくり計画のこの図面を見ていただきたいのですが、その条例ができたときに、工場があった場所だけなのです。ですから産業振興区域に実際誘致するっていうのは不可能なのですよ。そこに工場ありますから。その会社がどうしても敷地の中で増築するのに5

階ってというのはできますけれども、そしてそういうのが新たな計画があるとおっしゃいましたけれども、それを、今度小淵沢町のあの山の上に作ってほしいっていうことになってしまうのです。そういうことを本当にして良いのかっていうことを私は皆さんに問いたい。そしてそのアルソアの件ですけれども、アルソアは田園集落景観形成地域に建っています。山岳高原景観形成地域じゃなくて、ギリギリなのですが、レインボーラインの南側は田園集落景観形成地域です。レインボーラインの北側は山岳高原景観形成地域です。ですから、アルソアとかりゾナーレは、全部、田園集落景観形成地域に建っています。そちら側に建てる以上は今でもいつでも建てられます。そこをぜひご理解いただきたいです。

(会長) 補足の説明ですか。では事務局。

(事務局) アルソアの位置図について、委員の発言はちょっと違っているので訂正させていただきます。アルソアは道の駅の向かい側ですよ。

(委員) 道の駅の向かい側というか斜め向かいっていうか。

(事務局) いずれ道路を挟んだ向かい側ですよ。高速道路より北側が山岳高原景観形成地域になりますので、アルソアは山岳高原景観形成地域に入ります。

(委員) 高速の途中からレインボーラインがありますよね。

(事務局) ここは旧小淵沢の役場。今駐車場になっておりますが、そこから中学校を北上していただく、レインボーラインの線が境界になりますので、おっしゃるようにリゾナーレは田園集落景観形成地域に入ります。アルソアは山岳高原景観形成地域です。

(委員) そうですか。すいません。それがもし違うのであれば確認します。

(事務局) それが私どもの認識になりますのでよろしくお願いします。

(委員) ただアルソアが建てようと思ったら田園集落景観形成地域に建てれば建てられます。今、そこが1点ですけど、もし今後そういったことを考えているのであれば、田園集落景観形成地域の方が、皆さん見ていただくとわかりますけれども、あの最初の1ページの地図にもありますが、ピンクの地域より緑の地域の方が広いです。ここには建てられるのです。20メートル以下であれば。ぜひそこを考えていただいて、なぜ、山の上に企業を誘致しなきゃ

いけないのか、そこをぜひ皆さんに考えていただきたい。そこに道を開く、私はそこをこういうただし書きを付けるということにしてしまうと、景観条例だけを見れば、小淵沢町とも書いてない、20メートル以下とも書いてないのです。要するにまちづくり条例、県の建築確認条例を見ないとわからないわけです。ある種、これが大きな情報発信になってしまうのです。ここにただし書きをつけます。条件によってはいいですっていうこと。それを本当に、北杜市の逆に今移住、定住すごく増えています。うちの周りも住宅バブルじゃないかと思うぐらい増えています。そういった中に現状に水を差すことになる。逆に言えば、経済効果が下がる要因になると私は思っています。

(会長) それでは委員お願いします。

(委員) 元々、景観に及ぼす影響が極めて小さくて経済効果が極めて大きい。こういうようなものまで13メートルということで排除していいのかなのか。これが議論なのですよね。山の上にどうのこうのとかそういう問題じゃないと思うのですね。田園集落景観形成地域へ建てれば良いと言ったって、そういうところは、進出する企業があればよいのですが、そういうところに魅力を感じていないのです。だからそういう意味で、そもそも景観に及ぼす影響が小さい、経済効果が大きい。これに対しては例外を認めても良いのではないか、と決めても良いのではないかというのが議論ですので、その点を議論していただければ良いと思います。

(議員) 少々この(1)に関係ある部分だけ言ってくださいって言っているのに、その下があるからとかそういう別の話をしたら、早く進めたいのではないのですか。

(委員) 早く進めたいです。

(委員) では、関係ないことは言わないで順番通りにやってください。

(委員) 私は先ほど委員のご意見の中で、その田園集落景観形成地域に作ればいいじゃないかとか、なぜ山の上に作らなきゃならないのかとこのようなことがありましたから今話をしたわけでありませう。要するに、進出する企業が、ここが良いというところの規制をどうするのかと、こういうことです。

経済と景観を両立して良いのかとか、委員がおっしゃっていましたがけれども、これ当然、要は経済行為と、人の住民の生活環境の調和をどのように取っていくかっていうのはまちづくりの基本ですから、それを比較して良いのかという発想がおかしくて、比較はいつもしているのです。いつもしている

のですけども、色々なまちづくり計画とか景観計画とかがあって、もう大体のところでの線は引いてあります。それを今回、私達が言っているのは、極めて影響が小さい、経済効果は相当大きい、こういうものについては個別に審査をする道を開いたらどうかとこれを言っているということで確認をさせていただきたいと、こういうことです。

(会長) 委員。

(委員) 委員方のご意見は比較的是っきりしていて、今までもお伺いできているので会長には是非、色々な委員の意見を聞いていただけるような進行をお願いできればというふうに思います。私の方から今回の、特に可否というような部分について意見を申し上げたいと思います。

まず前提としまして、先ほど委員が最後におっしゃったような、可否というふうに言いますけれども、諮問の内容が山岳高原景観形成地域の一般に13メートル以下というところに特例規定を設けるというような大変広い書きぶりになっているところについては、私も大変このままだと賛成はできないなという印象を持ちます。

このまま見ますと、これは景観を保全するためのポリシーについて相当に大きい変更というふうに文言としてこう見えてしまうというところに大きな懸念を持ちます。

今回の審議会の中で、ずっとご説明としましては、一方で、これは大変限定的なものだと、地域としては限定されるものだというご説明があるわけでこのご説明を聞いた上であれば、一定の条件のもとに特例規定というのは、そういう判断も十分あり得るというふうに考えるのですけれども、最終的な答申として、このままの特例規定というものに賛成をすると、その説明の内容を抜きにして限定性がない形で認めているような形に見えてしまうというところに懸念があります。

結論としましては、附帯事項を設けた上で可とするというような形で、条件付きで私は賛成という考え方です。

1つ目は影響の限定性で、特例規定というものがこの説明にあったような地域が極めて限定されているところで、山岳高原景観形成地域一般について、この特例を認めるというふうな前提でこのただし書きを設けるものではないということを、そういう趣旨の内容を附帯事項に設けるということが1つです。

2つ目に、これが本来であれば先ほどからありましたとおり、この景観形成基準ではない、景観計画ではなく、まちづくり計画の方にあるゾーンの問題として小淵沢町が20メートルの高さ制限があるので、その部分についてこの中で認めるという話になっているわけですから、そうするとそのゾーン

の設定の齟齬が2つ、両計画の間にあることがそもそもの話の発端になっているということがあります。

そうしますとゾーンの設定の齟齬を解消することを含めた計画の全体的な見直しということが本来は求められるものだというふうに考えます。ということにもかかわらず、今回運用の変更によって、当面の解決をしたいというようなことにつきまして、一定の必要性を私は認めてよいというふうに考えるのですが、これはあくまで緊急的というか暫定的なものであり、本来であれば、ゾーニングのゾーン設定の見直しを含めた計画の全体的な見直しが必要であるということで、将来の課題があるということです。

まとめますと、影響の限定性、地域が限定されるものであることと、将来の課題があること、計画の抜本的な見直しがあること、その2つの点を前提とした上で今回のただし書きを設けることに賛成だという意見になります。

今の私の意見は、今問題になっている地域においては厳しい歯止めの下にそのただし書きにあるような議論の余地があるという特例措置を設けてよいという意見になりますけれども、その場合には先ほど委員がおっしゃったように、新たな開発を呼び込むというようなことになりますので、その部分の善し悪しということについて、私の今の意見は言及していないということになります。

(会長) おそらく限定性と書きぶり、附帯条件等のようなもので、これはその段階で議論することになると思いますが、そのあたり暫定的なものであるということがクリアされれば可とした上で、次のところでそれが担保されれば最終的な可になり得るというご意見でよろしいでしょうか。

(委員) クリアされればというよりは、今、諮問案件はその前提のもとに議論をしているということでクリアされていると少なくとも事務局が説明しているということです。

事務局のこれまでの説明で、そういう前提でこのことを言っているのですが、答申でこれが可というふうに言ってしまうと、その前提がこの趣旨、諮問の方には含まれておらず、答申そのものは前提抜きで無条件に認めたものに見えてしまうので、附帯事項としてそういう前提がありましたということを明記しておいてはどうかという意見です。

(会長) わかりました。引き続き、可否について第1段階目のところに関わる質問、ご意見、他にございますか。委員以外でご発言希望はよろしいですか、それでは委員お願いします。

(委員) 先ほど配付させていただいたこの資料について、まちづくり計画と景観計

画の齟齬が事務局の資料では、13メートルと20メートルの小淵沢町の場所だけなので、ここを解決するという説明がありましたけれども、私、この2つの計画を見て本当にわかりにくく複雑怪奇で、表にしないとわからなかったのも、自分用に作ったところですよ。

その中で確かに数値基準が入っているところの齟齬はここだけです。ただ、今回白州もありますけれども、白州では、まちづくり計画では高さ制限がないわけです。ないところに景観計画では13メートルになっているから、これを解消しようという話です。

ですから要するに、単に齟齬というのは、まちづくり計画の森林保全区域を除くと、まちづくり計画では4つの区域があり、景観計画では7つの区域があります。そして町が清里の場合、小淵沢町の場合、それ以外と3種類になっている。非常に複雑で、全部で12通りあります。この12通りの地区の中で、違いがある箇所は7ヶ所あります。別に小淵沢町だけではありません。

ですから小淵沢町のここだけを解消するのが目的というのだったら、何を何故やらないのかという話にもなりますし、今回特に景観計画を見ていただくと、山岳高原景観形成地域というのは一番自然環境を守らなければならないところですよ。そのような守らなければならないところに、小淵沢町では20メートル以下まで条件付きで認めるとすると、小淵沢町と高根町以外では田園集落で13メートル以下です。だけど小淵沢町は、より環境を守らなければいけない高原の地域に20メートル以下の条件がつきます。ある意味こういうのがダブルスタンダードと言うと思います。類似したもので違う条件になってしまう。

この第1段階で可としてしまうと、そういうことになるということも、ぜひ考えていただきたい。そう思って皆さん、非常にわかりにくいと思うので、資料をもう一度よく見て考えていただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。対象区域について細かな調査をした上で、この区域を対象にする規定ということでの妥当性はどうかということも判断してほしいという趣旨のご発言だと思います。

その他、この1段階目のところに関するようなご質問、ご意見ご希望の委員いらっしゃいますでしょうか。まだ発言されてない委員、特にいかがでしょうか。もう判断する材料は大丈夫ということでしょうか。最終的に意見表明の上で判断というよりは2段階目のところは多分、総合的な判断ということでまた意見を伺うことになりませんが、1段階目については単純可否ということでしょうか。

それでは1段階目、先ほど申し上げたように2段階目の記載内容の方でまだモヤモヤしていて、ここで満たされないと、否もあり得るということ。とり

あえず必要性、緊急性はこの区域を対象としていることの妥当性等についてというところで可であれば、もうこの段階で否というご判断の委員には否という形で立場を表明していただければと思います。何か疑問点等ございますか。

それでは、委員の皆様にも単純に可否の状況を伺いたいと思います。挙手でよろしいですか。それでは可、否の順番で伺ってまいります。まず1段階目の判断に関してですが、可とお考えの委員は挙手をお願いしてよろしいですか。

(挙手：8名)

(会長) 8名ですね。否とお考えの委員は。

(挙手：2名)

(会長) 2名ということで8対2ですので、まず1段階目の判断としては必要性、緊急性、この地域を対象とする妥当性を踏まえた可否については、可ということで次の段階に進みたいと思います。

次の段階は、今度は関係性、基準の変更案の記載内容ですが、これに関わるとご質問をまだ全然受けてない形です。判断基準に関わる部分の記載内容と判断基準に関わるところのご質問後回しでお願いしておりますので、まずはご質問ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

事務局のこの資料に関するご質問ということになるとと思いますが、いかがでしょうか。それでは委員をお願いします。

(委員) 喋りすぎるので皆さんがなければ私、手をあげるように努力はしていますがけれども、ないようなので。それでは1つずつお伺いします。

まず、この中の判断基準の内容で前回の3ページ目の3-2の公益性が高いというところで、電気通信事業施設はどういうものですかとお伺いしたところ、事務局の方から、発電所ですかねというお答えをいただきました。私も「え？」と思ったのですが、とりあえずお答えだったのでそのまま聞いて帰りましたが、電気通信事業施設というのは基本的に電気通信事業法が管轄する電気通信事業設備のことです。この設備か、施設かというのは太陽光発電施設でも県の条例では施設と呼んでいて、北杜市では設備と呼んでいるとか、いろいろ違いはありますが基本的には同じことです。

あくまでも通信設備ですから、発電所は電気事業法が管轄する発電設備施設なのでそれとは異なります。内容的には、基本的にいわゆる電気通信を行うための機械、器具、線路、特に国交省が管轄するものについては、川とか

道路に一体化したケーブルであるとか、そういったものということで簡単に言えば建築物ではありません。

ですから、この記載は不適切だと思います。

(会長) 事務局いかがでしょうか。

(事務局) 不適切という指摘を受けましたので、そこについては、また検討したいと思います。

ただ、ここに載せたものは、あくまで建築物の例として病院、大学、試験研究機関、電気通信施設という例示として捉えていただければと思っておりました。公共性の強いものというものは挙げられると思いますので、その一例ということの中のご認識で進めていただきたいと考えています。

(事務局) 先ほど事務局から申し上げたとおりであります。今、いきなり3の判断基準の内容のご意見をいただきましたけれども、その前の記載のただし書きの内容について進めてはどうかと。

(委員) 今、会長が両方とおっしゃいましたよ。

(会長) というか進め方で、当初、全体の質問をもらった上でまず段階的に1段目のところを聞いて、2段階目を聞くというところで質問の時間を全部とばしてしまうので、全体の資料のご説明も最初の30分のところの説明部分に関して質問があればという形で確認をしている中です。

(事務局) わかりました。私も段階的に行っていった方がわかりやすいかなと思い、勘違いしました。すみませんでした。

(会長) では全体的なところで、当初はまとめて必要性、緊急性、判断内容とかを含めて、この資料に関するご質問いただく予定でしたので、ご質問残っている部分があれば。

(委員) 今の電気通信事業施設は違うということを一応確認、質問したところですので、これで結構でございます。質問はありません、あとは意見です。

(会長) その他、ご説明いただいたこの2、3の記載内容、判断基準に関してご質問のところでは何かございますか。それでは委員、お願いいたします。

(委員) 1番の例外規定を適用する事業として、総事業費100億円以上の事業を

対象とするというふうにあります。それに関係してなんですけれども、5ページの質問に先ほど教えていただいた100億円以上の規模感はというところの例示で出ていますけれども、参考のところにも市役所だと60億円から70億円、中学校だと40億円から50億円が想定されますと書いてあります。

そういうことを読むと、例えば中学校で今回の基準を超えるものを建てる、この地域で建てたいと仮になった場合に、それはこの条件に合わないのでも門前払いになりますよというふうな認識でよろしいでしょうか。

(会長) 事務局、委員のご質問いかがでしょうか。

(事務局) 景観条例に基づく届出になりますが、届出に不要な行為というのがあります。その中で国及び地方公共団体が行う行為というものは、届出は不要です。そして事前に通知ということになりますので、届出は不要になりますが、この基準は守っていただかないといけないので、門前払いというか、今のままでは建てることができません。

(委員) 建てることができないということですね、わかりました。

もう少し広くお聞きしたいと思います。今回の基準の中で3と4はどちらか一方をもって基準対象となります。となっておりまして、総事業費100億円以上とありますけれども、公益性はどんなに高くても1番の基準を満たさない場合は建てられないと考えてよろしいでしょうか。

(会長) それでは事務局お願いします。

(事務局) 先ほどの回答と同様になります。100億円を超えていないので、この地域にあっては公益性があっても建てられないということになります。100億円というのは高いハードルになってしまいます。

(委員) はい、わかりました。

(会長) よろしいでしょうか。全体的に資料1の説明を振り返っての質問ということで、細かい点の質問はまた検討を進めていくところで承りますので一旦よろしいでしょうか。

それでは委員、お願いします。

(委員) 質問になります。

1つはただし書きの書きぶりに関するところで、先ほど申しあげましたよう

に地域が限定されるということがあったわけですが、地域そのものをこのただし書きの中に盛り込むということは、技術的に可能性があるのかどうかということです。ただし、この地域に限ってこうであるという言い方が、ただし書きに盛り込む可能性があるのかどうかというのが1つです。

2つ目は、そのただし書きの前提となる、今、議論になった3ページ目の判断基準ですが、判断基準がこのようにあることについては、答申の中に何らかの形で盛り込まれるものになるのかどうか、盛り込まれるとすればどのような形になるのかということについて教えていただければと思います。

(会長) 委員から2点、ご質問ございましたが、事務局いかがでしょうか。委員、地域限定というのは例えばどのような形が考えられますか、例示としては。

(委員) ただし書きの中に、例えばまちづくり計画における何とか区域においては、というような具体的な文言を入れられるかどうかということです。

先ほど私は附帯事項として地域限定されているということを書いてはどうかというふうに申し上げましたけれども、その場合はただし書きの中には入らず、今例示してあるようなものに大体類するようなただし書きとして答申され、しかしながら私達の議論の前提は、こういう地域に限定されるものということであったと附帯事項をつけるという考え方だったので、答申の中の実際の基準の記載内容に盛り込まれていれば、より明確であるので、そういうことが可能かどうかという質問です。

(会長) 事務局から、2点改めていかがでしょうか。

(事務局) 景観計画の中にまちづくり計画で定めるエリアを書くことができるかどうか、というご質問だったと思います。そこにつきましては両計画とも並列関係にあるものだと思いますので、従属的にどちらのものも引用するような書きぶりは適切ではないと考えます。従いまして、当初提案いただいた附言について、まちづくり計画に関する規定を触れることは可能だと思いますが、ただし書きの方で重複的な記載は適当ではないというふうに事務局としては考えます。

今回答申している内容につきましては、2ページに書いてあることとなりますので、判断基準につきましては、答申の中に記載されるべきではないと考えております。あくまでご意見としては承りますので、それらを整えて内規としてホームページで公表いたします。

(会長)

委員よろしいでしょうか。

かなり内容にも関わるようなところで書きぶり等もありますので、改めましてこの2ページの理由の2のところですね、これは答申に盛り込むということで先ほど委員のご質問への回答で明言されましたが、この2に関して仮にベースとするようなものを1つ選ぶとしたら、どれがいいかというところですが、もちろんこのベースに従っても、完全に変わっても構いませんが3つの中で1番いいとすればどれで、議論のベース部分として考えられるのはどれだとお考えでしょうか。その書きぶりとは3ページの、これは答申には直接は盛り込まず、内規の方で責任持って対応してもらおうということですが、この3番目と併せてご質問、ご意見いただければと思います。

要するに、この3つほぼ似ていますが、書きぶりとして組織を明らかにするか、ものすごくシンプルにするかということで、ベースとするのであればどれがいいかということで、委員の皆様から何かご意見ございますか。

それでは委員、お願いいたします。

(委員)

ただし書きの文言の前に先ほどの内規に関するところで、やはり判断基準のように設けられるということを前提に議論しているということが私達ありますので、答申の中に何らか先ほどの附帯事項みたいな形で触れて、将来この判断基準の方が大きく勝手に変わらないようにというようなことで、将来の運用をある程度しっかりと制限していくような附帯事項は必要かなというふうに考えました。

ただし書きの文言に関して、ですけれども、私としましては当初提示と修正案2の折衷程度のことで建築物の高さを13メートル以下とする。までは共通ですが、その後、修正案2の方で、まちづくり審議会の意見を聞いた上でやむを得ないというところを「景観上支障がない」というふうに変更したような内容でどうかと考えました。

というのが、公益性または経済効果というようなことを、これは景観の基準なのであまり謳わなくてもよいのではないかと、景観上支障がないというふうにとまじり審議会で議論しなさいということだけ書いてあればいいのではないかと思いました。ただ、この点は私あまり強い意見ではないので、議論のたたき台として最初に申し上げました。

(会長)

ありがとうございます。委員からは修正案の中でも支障がないという言葉は、やむを得ないという言葉より望ましいということと、そこは最後の判断ポイントなので、公益性云々のところは判断基準の内容の方でいいのではないかという形でご意見ございました。委員、お待たせしました。

(委員)

基本諮問案に反対でこう言うのはなんですが、最悪の事態を少しでも救い

たいというところで、まず今委員がやむを得ないでなくて、と言っていたところ非常に安心しましたけれども、順番で見ていただくとだんだん緩くなったという印象です。やむを得ないに関してこの事務局の資料の方で、他にある、民法にもある、景観条例施行規則にあるからいいという言い方になっておりますが、実際私も別に法律の専門家ではないのでこの間に専門家の人にもお話を聞いて確認をいたしました。

その中でやはり一番一般的にやむを得ない事由ということでよく使われるのは、本来、本人の責めに帰す理由でない場合にやむを得ない、若しくは本来、他に選択肢がない場合に使われる。特に民法で労働法の解雇とかそういったことで出てくるのですけれども、例えば30日以内に何々をするという場合に、例えば地震、天災、そういったことでどうしても出せない。特に能登の地震なんかでよくありましたけれども、そういったことで使われることがほとんどで、私もいくつかの例は見ました。ですから、やむを得ないというのは経済効果が大きいからやむを得ないというのは、あまりにも離れすぎている。

基本的には、本人はどうしようもないけれど、というところなのです。その景観条例施行規則で出ているのは500平方メートル以上という施行規則がありますけれども、これについて基本とし、やむを得ない場合はできる限り500平方メートルというふうになっています。

一般的には確かにこの数値が出ているものにやむを得ないをつけるのは非常に例外的だというお話はいただきました。ただ、これ、なぜ付いているかというのはこの条例ができたときに500平方メートル以下で分譲されてしまったもの、特にいろいろ潰れた不動産会社が山のように分譲したりしたものとか、どうしても500平方メートル以下のものがたくさんあって、それを例えば土地を買い足そうにも、隣が全部道路であったり、どうしても買い足せないものであったり、そういったものを救うという意味で出されたのだらうということで、やはり本人がどうしようもなくできない、本人の責めに帰す理由でなく、不可能だというような状態にやっぱり使うのが適切だと思いますので、今回のように企業立地したいから、経済効果が極めて高いからというのは別にこれ以外に選択肢がないわけでも何でもないので、私はここでやむを得ないを使うのは、それこそ市長の恣意的判断を助長するようなものだと思います。これは先ほど委員がおっしゃったように、これを入れない文書であるのがよくない中でもマシだなという感じです。

ついでに、めったに言えないので言わせていただくと、経済効果が高いというのは100億円以上ということで出ていますけれども、100億円以上というのはあくまでも箱物にどうお金をかけるかというだけの話であって、100億円以上だから地域への貢献度が高いとか、先ほど委員がとてもし質問していただきましたけれども、学校だとかそういったものは非常に地域

への貢献度が高いし、皆さんが必要としている。それが確かに5階建てじゃなきゃいけないのかという問題はありますけれども、やはり100億円以上であればいいというのは違うと思います。例えば、ここに出てくるホテルは100億円から430億円だと、スーパーだったら小さいと。要するにスーパーというのは別に建物に異常にお金をかける必要はないわけです。

ところがホテル、特に非常に皆さんがやりたいと言っている高級ホテルというのは、建物であるとか設備であるとかものすごいお金をかける投資に対して大きいのは事業者の利益です。それは比例すると思います。私も今までいろんな仕事をしてきましたので、そういう感覚というのは、申し訳ないけれど皆さんより大きいと思います。それに対して、スーパーというのはどんなに小さなスーパーであろうと、そこに対する地域の貢献度が非常に大きい。

例えば同じホテルでも、会員制のホテル、要するに閉ざされた中で富裕層の方が非常に豪華な滞在をするというものと、ごく普通のホテルで地域の方が利用できる、ご飯を食べに行ける、そこで散歩もできる、そういうものどどちらがいいのか。そしてそういった人たちがたくさん泊まれるところの方が地域に出て消費する活動も多いでしょう。

結論から言えば、私はこの100億円というものが何なのだろうという感じですが。これをやる意味というのが全くわからない。そして例えば工場でも、大手のビール工場、ものすごくお金かけた、最新のICチップを使った工場、そこには人いないです。そこに3人ぐらいしかいないです。それが食品の小さな加工工場では、ものすごくたくさんの方が人海戦術でやっています。それは本当にこの金額の大小と経済効果、そして雇用の促進、全く関係ないと私は思いますので、金額の大小を入れることは意味がない。

もうこの中で、ずっと高級ホテルという話が出てくる。副市長はずっとアウトレット跡地のホテルは最低100億円以上というのは何回もおっしゃっています。どうしてもそういうのを聞くとホテルなのかな、そこなのかな。

そして最終的にこの写真は、アウトレットの入口。アウトレットはこの広い地域の中のごく1ヶ所です。全体を見ていただきたい。別に全部にアカマツしか生えてないわけじゃない。20メートル、25メートルの木が全域に生えているわけではないです。丸出しになるところがいっぱいあります。

(会長)

やむを得ないについては今、2人の委員からご発言がございました。当初はこの2ページの記載内容について、この3つの中でどれかをベースにと思ったのですが、そこも含めて今ご意見いただいていますので、いずれをベースとしてでも、このあたりの文言については、というようなところがございましたらご発言いただきたいと思います。

あるいは全く違う形の書きぶりもあるのではないかとのご提案でも構い

ませんが、いかがでしょうか。あとかなり時間が押してきております。11時半を過ぎておまして、お約束した時間は11時半ですが、これも踏まえて、事務局は今回ある程度まとめた上で次回というふうに資料からは勝手に読み取っているのですが、この進め方を含めてどうでしょうか。まだご意見、判断基準を含めていろいろ出ますよね。

委員からご発言、お願いします。

(委員) 先ほどの委員の提案は、市長がまちづくり審議会の意見を聞いた上で、景観上支障がないと認めるものはこの限りではない、これですよ。

私どもが最初に考えていたのは、この景観形成基準というものは表に出るものですから、その段階でも景観に及ぼす影響は極めて小さく、かつ、公益性又は経済効果が極めて大きい、これを見た人がはっきりこういう基準だということが厳しいと認識できるように、この文言は入れたということであります。

それからもう1つ、景観上支障がないというのが最初入っていたのですけれども、まちづくり審議会は景観ももちろん審議しますけれども、そもそもはまちづくり自体もご審議をいただく審議会でありますので、景観はもちろんの事ですけれども、それ以外の総合的な経済効果とかそういうのも総合的な判断をした方がいいのではないかとということで、やむを得ないという文言にしたという経緯があります。そんな状況だと思います。

(会長) 委員からご発言ありました。委員、今の点いかがでしょう。あとは景観上支障がないよう、県の方で最近はこのやむを得ない、の方をとというような話が以前の事務局でありましたか。

(委員) やむを得ないではなくて、景観上必ずある程度の支障があるから、景観上支障がないという表現は避けた方がいいというご指導があったと。別にやむを得ないの方がいいという話ではないです。

(会長) 委員は支障がないが望ましいというお立場のご発言でしたか。

(委員) いえ、そこまで強い意見ではありません。景観上支障がないという言い方避けた方がいいということであれば、別の言い方でも全然問題ないと思います。

委員がおっしゃったところで判断基準をここに盛り込んでおくことが、より積極的にその点をメッセージとしてわかるところに書いておこうということと書かれているということも、それ自体がない方がいいという意見でも必ずしもありませんので、これはこの審議会の皆さんのご意見の中で決めてい

ただければ結構かと思います。

(会長) では、委員。

(委員) 私は記載内容について、経済効果が極めて大きいというのは入れるべきではないと思います。皆さんの話とは全く逆かもしれませんが、2回目に、他の自治体の条例がたくさん紹介されました。その中で1つもないです、経済効果を謳っているものは。なぜでしょうか。いろいろ私、理由はありますけれども長くなりますからとりあえずはやめますけれども、景観の高さ制限に関して、経済効果を入れているところはどこの自治体もないです。1つもないです。

(会長) 事務局と委員、どちらを先にいたしましょうか。では、事務局が先に。

(事務局) 前回の資料に触れていただきましたので、情報として改めて整理させていただきます。

まず、ただし書き、県内の自治体で付いているところは11自治体ありまして、その中で表現としてやむを得ないという言葉を使っているのは7自治体あります。その他のところにつきましては、特別な理由があるというような表現にしています。いずれも特例を認めるような場合です。

それと経済効果が極めて大きいというものを入れるか入れないかというところですが、ここを提案した理由につきましては、あくまで他所にない厳しい条件を付したという姿勢を汲み取っていただきたいと考えています。

もう1つ、先ほどいただいた意見で置き去りになってしまったものがありますけれども、50億円というようところで判断基準として100億円は大きく、50億円でもいいのではという意見がありましたので、その辺も汲み取りたい。

県内自治体の事例と、委員からいただいた意見に対する整理をさせていただきます。

(会長) 委員。

(委員) 今、金額の話が出ましたけれども100億円というのは、実際問題そんな申し出があるのかというぐらいの厳しいものです。なぜ100億円というのが入っているかという、そもそも厳しい高さ制限13メートル、これは守るのが前提だということです。

そうした中で、100億円、経済効果というものを委員は過小評価してい

ますけれども、相当高いので、市民にとって経済効果というのは及ぶものですから、そういうことがあるもので、かつ景観に影響を及ぼすのは極めて小さいと、こういうものの縛りを高めるために100億円ということになったわけですが、委員が先ほどおっしゃられましたが、実際には建物ベースでいくと50億円というのも相当な規模です。

ここで緩和をすれば、同じようなものがそこらへんにポコポコできると、こういう発想で委員はおっしゃられていますけれども、50億円というものだって、そんなにいくつもできるというものではないということでもありますので金額制限というものは、いずれにしても入れた方が良くと思います。

(会長) 委員。

(委員) これ1つをとってもすごく議論がいろいろあるとっておきまして、また次回があるならば次回にお話したいと思いますが、本当に建物の建設費で見ることが経済効果を正しく測るのかどうかというところからまず考えなくてはいけないとっておきます。例えば建設費と考えた場合に実際に建てる費用というのが100億円あったとしても、この地域に大きな企業がなければ全部お金が市外に出てしまいます。

そうすると、経済効果がないと同じです。1つの見方としては、確かに総事業費はあると思いますけれども、先ほど委員の話にもありましたように従業員がどのくらい雇ってもらえるのかということも非常に大きな1つの基準になると思います。

そういう基準がいくつかある中で、それをどう取っていくのかということの議論も必要だと思いますので、大前提として市はいくつぐらいの企業をこういう特例として認めていくのかという、そういう考え方ももしかしたら必要なかもしれない。

例えば100億円でも50億円でもいいと思いますけれども、来た企業で基準に合えば全部受けていいのかというようなこともあると思いますし、その中でもし予想は難しいと思いますけれども、このぐらいの企業までだったら、数とか大きさ、場合によっては面積になるかもしれませんが、ここまでだったら市として認めていいのではないかという考え方があるのであれば、それを考えながらこういった基準を決めていく必要があるかと思います。

(会長) 委員の皆様、時間的にはこの後どうするかを決める時間になってしまいましたが、とりあえず1段階目のところで中身を詰めるというところは8対2でご了承いただいて、2ページ、3ページ目の残りのところを検討中ですが、結構いろんなご意見がある中でいかがいたしましょう。今日、結論を出

すことは難しいと思います。

はい、委員。

(委員)

時間もないのですけれども、1つ、今回アウトレットの跡地の活用の中で交渉の入口にも立てなかったのですけれども、例えばホテルであれば、どういう規模なのかという話です。建築費というのは大体300億から400億、建物は5階建てですけれども、客室数は150室、それから従業員数は約150人。ホテルですから、専門の職員がいますので外から移住してきます。大体半分くらいは移住してくる。残りの半分は現地雇用、こういうことがあります。

そうした中で考えられる経済効果というのは、税金もちろんあります。その税金で一番大きいのは固定資産税です。350億円の建築費であれば、初年度大体3億円位の固定資産税が入ってまいります。あと法人の市民税があります。それから移住してきますから移住の従業員が市民税をまた払います。

そのようなことで、大体税金だけでも初年度で3億5,000万円くらいはあるということになります。また、食材等ですね。どのホテルも一緒です。地産地消、北杜市の美味しい食材を使っていただく。食材等の仕入れというのも、ざっとの計算になりますけれども、年間2億5,000万円から3億円くらいの食材を仕入れてもらえる。

それから宿泊客や従業員の消費があります。我々でも旅行に行けば1日1万円くらいは使うわけですが、高級な人たちはどのくらい使うかわかりませんが、例えば1万円使ったとして、その宿泊客が年間どのくらい使うかを試算してみますと、稼働率60パーセントで考えた場合でも大体年間で6億5,000万円くらいは地域にお金が落ちる。それから、従業員も生活がありますから、従業員も当然消費するわけですが、それでも8,000万から9,000万円。

ざっと紹介させていただきましたけれども、今のような項目の経済効果だけでも年間約13億から14億円は地域にお金が落ちるといえることがありまますので、経済効果はものすごく大きいので過小評価するということはやはり違うと思います。

それだけのお金がこの地域に落ちる、北杜市に落ちる、これは地域経済も活性化し、福祉、医療、教育にもお金が回せるということにもなります。そもその前提は景観に及ぼす影響が極めて小さいものの中で経済効果が非常に大きいものについて例外規定を設けようということではまっていますので、紹介をさせていただきました。

(会長)

12時になりました。書きぶり等踏まえて最終的な可否の正式な判断をす

るということでお約束しておりますが、そこまで進むのは今日午後いっぱいかけても、というところですので、この特例規定の書きぶりで本日の段階で経済効果が大きいことを盛り込むのはどうかというところでご意見があるか、また、やむを得ないというものをどう考えるか。

一方で当初提示とは違うところでまちづくり審議会を明記することについては特にご異論は今のところ出ておりません。こういったところを含めてどのような書きぶりがあるかということと、あと基準についてもいろいろ判断ポイントとか100億というところが縛りとして掲げている一方で、そこは経済優先にも見えなくないという両側からの評価もあったりする中で、どのような書きぶりがあったとか、これを次回進めた上で最終的な2段階目の可否のところに判断を進むような流れで、進行スケジュールとしてはいかがでしょうか。事務局にその点も含めてご発言いただければ。

(事務局) 今回も長い時間、どうもありがとうございました。まずは、今日いろいろ審議された内容、記載の内容、また判断基準の内容、まだ詰めきれていないものと判断いたします。また次回それをご審議いただいた後に一緒に答申案を提示できるかどうかは今現時点では分かりませんが、なるべく今日の記載内容の審議、基準の内容の審議を反映されたような内容でお作りして、次回、答申案も絡めて資料として提示したいと思います。

(会長) 委員、どうぞ。

(委員) 今、事務局の話がありましたが、1つは会場からも声がありましたように市民の声を聞くということがこの資料の中で出されたのは、あくまでも全て決まってしまうと、ほぼパブリックコメントで聞く、若しくは、実際に事業者からの説明会で聞くという話になっていて、この諮問案に対して聞くということが全くされていないのです。

唯一は市民の方たちが集めた署名約3, 200筆、それだけなのです。その声に対してどう答えるか。今まで6ヶ月もかかったと言っていますけれども、今日の前に緊急性はないというお話でしたから、それであればその間にいくらかでも聞く機会というものもあったと思います。

先ほど私、資料を出しましたがけれども、別荘の方は大体私の推測で800ぐらい。これはもう本当に単なる推測です。ただそれを考えても、そのエリアの住民の方2, 400人ぐらいですから、この中にいらっしゃいますか、対象地域に住んでいらっしゃる方。いないですね。対象地域の方って完全に置き去りにされているのですよ。

だったら次回までに住民説明会を開いて聞いていただく。若しくは、せいぜい2, 400人ぐらいですから、各戸にアンケート用紙を送って皆さんこの

案についてどう思いますか。まずあなたの住んでいる地域に一定の条件のもとに、5階建てのものが建てられるようになる、それも100億以上というのは決まったわけではないですけども、市として考えているのはあくまでも大規模開発なわけです。

そういうものを作ってどうなのだというのを聞いていただくことはできると思うのです。それをぜひやって、そして次に市民の意見を反映して、この中に、今回の審議会は非常に行政色が強いです。行政の方が多い。

そして11人のうちの6人が市内に住んでいらっしゃる。そういったことを考えれば、そういう市民の声を聞く機会っていうのは、そんなに多額のお金がかかるわけでも、時間がかかるわけでもないの、ぜひやっていただきたい。

(会長) それでは事務局からどうぞ。

(事務局) いずれにしても、署名につきましては、文面の内容の一部、今回の諮問の内容と異なる部分があると捉えているところでもありますし、また本審議会の内容につきましては、審議会の資料、議事録を公表しております。また、新聞などでも逐一報じられている状況でもあります。

そういったことから、この諮問の意味合い、また審議過程、その本質を市民の皆さんにご理解いただけるものと考えていますので、漫然とした不安というものは、事務局として払拭しなければならない。

我々としても、本審議会の答申を踏まえて、真摯にこれからも対応していきたいというところだと思います。

(会長) 委員。

(委員) 先ほど市民の声を聞くことについてということで質問だけさせていただきました。意見はいつか言えるかなと思っていたので待っておりました。私、市の方の考えと少し違う部分があるのですが、今回の特例というのは、市の方針を変えるすごく重要な決定だと私は思います。先ほどの委員から、地元の方ではどうも慎重な意見があるというような話だと捉えておりました、待っているのではなくて、見ていない方が悪いではなくて、積極的に説明に行くとか理解してもらおう。

つまり、地元が反対しても市がこうやりたいというケースはもちろんよくあると思いますので、それをきちっと地元の方も理解した上で進めないと、私、この問題は最後にすごく大きな問題になってきてしまうような気がしております、皆さんある程度理解を得た上で進めていくことがいいのではないかとというのが1つです。

もう1つは先程言えなかったことで、これは希望ですので今日お答えいただかなくて結構ですけれども、今日話を聞いておりますと、まちづくり計画と景観計画が合っていない、いろいろ齟齬がある箇所がたくさんあると感じました。と考えるならば、先ほどいつ全面的に解消するかわからないというふうにおっしゃっていましたが、改めてぜひ早めにやるということを検討してもらいたいと思います。

これは希望として。

(会長) 委員、お願いします。

(委員) 次回に向けて私はお願いしたのですけれどもそれはというお話ですが、ホームページで情報を出している、新聞報道があるというのは、あくまでも一方的に伝えているだけです。

相手がどう思っているかを聞いてください。市民の声を聞くというのは、相手の意見を聞くということです。よく行政の方がそういうふう言うのですけれども、知っているから良いだろうと。知っているのと、理解している、納得しているというのは全く違います。そこで生活している方がいらっしゃるのです。

今、委員もおっしゃいましたが、私、今回の変更は、この市の理念を変えることだと思います。これは本当に今後の移住定住にも大きな影響を及ぼす、私は友達が小淵沢に引っ越すことを考えているのだったら、やめろと言います。

そういう大きな変更だということを、ぜひ考えていただきたい。やらない方向の答えでしたけれども、それは必ずやっていただきたい。それをやらないということは市の姿勢なので、当然次の決定にも影響してくると思います。

それからもう1つ、この中で公益性とか形だけ出てきますけれども、事務局、副市長の話を聞いていても、とにかく高級ホテルを誘致したい。もう経済効果以外は何もないというふうにしが見えません。

ですから、私も反対はしておりましたが、今まで皆さんの意見を聞いて、もっといい案が出てくるのではないか。でも2回目と3回目と今回、何も変わらなかった。特にそれだけ誘致するのであれば、それに見合った環境対策、例えば5階を建てさせるのであれば、建ぺい率については北杜市、非常に高いです。50パーセントです。20ヘクタールの土地だったら、10ヘクタールのものを2階建てが建てられる。

だったら5階まで建てるのであれば、建ぺい率50パーセントを10パーセントにしたらどうかとか、東京でよくありますけれども、高い建物を建てるのだったら周囲のための提供公園を出すとか、そういったこともありま

す。そういった環境対策全く出てこないです。私、その辺を期待しておりました。じゃあ5階建てを建てるのだったら、その代わりにこういったことをします。景観の話ですから、環境の話ですから、こういった環境対策ができるか、そういったものは全くないのですよ。

次回までに考えられるのであれば、私はその市民の声を聞く、市民に一方的に伝えるのではなく、聞く機会を持つ。また、新たに5階建てのものを建てさせるのであれば、それに100億円とかそういうことではなくて、環境対策をどうするか。

他の企業は今まで3階建てで我慢してきているのですよ、そういう人たちが納得できるような、周りに森林を残してそこに一般の人が遊べるような、散歩できるような、そういったものを提供すると、いろんな方法あると思います。私はそういうものが今日出てくるかと思っていました。全くなかったのが非常に残念です。

(会長) 2人の委員から資料配布、説明等の機会を設けるべきだということでご意見ございました。住民の声を何らかの形で聞いてほしいというのは当初から言われ、私も最終的に3, 272筆の署名を受け取る中でそういう要望は強く出されていて、少なくとも説明会等も受けられないなら出されている懸念について丁寧に答えるような資料の配布とか周知が必要ではないかと思えます。

懸念点は一部誤解に基づくという発言もございましたが、どこがそうかも含めて、なかなか伝わりきってない印象もあるので、何らかの手立てをすべきかなと思いますが、ただ会長が一方的に振るものでもないの、委員の皆様、関連して何かご発言がございませうか。あるいは事務局から何か方向性を、ご発言だけでも構いませんが。委員お願いいたします。

(委員) 感想めいたことだけ申し上げます。今回、景観の基準の変更で、先ほど私も申し上げましたけれど、景観保全に関する理念の変更に相当するというか、少なくとも文言上見えるような大きなものだという事について、多くの方が懸念を持たれているということについては基本的に重く受け止めるべきものだというふうに思います。

あくまでここでは、景観に関してはしっかりと守っていくということをお前提として、ただし書きや基準の検討をしているというふうに認識をしておりますし、答申の中にもそのような基本的な考え方をしっかりと在るべきだという意見です。

その上で今、委員がおっしゃったようなところに関しましては、この審議会でなかなかこのようにしなさいというところまでこれから議論をするのは難しいと思いますけれども、一個人としてはしっかりと市民の意見を聞くと

ということについては重要だということについて申し上げておきたいと思いましたが。

(会長) 委員の皆様いかがでしょうか。今のところやるべきだという形から、声を踏まえて、こうした意見も含めてしっかりと受けとめて認識すべきだという形での発言までありましたが、そこも含めて事務局には、まず理解あつての景観計画というのはずっと申し上げておりますし、不信任で景観を守る気がなくなったら元も子もないというわけで、最終的には住んでいる人たちの納得感が得られる形が重要ですので、そのために今何が足りているのか、足りていないのか含めて。

事務局からご発言ございますか、お願いいたします。

(事務局) 先ほど住民からの意見というようなことがありますけれども、審議会そのものは組織的に確立されているものであります。

また、署名等を出されておりますけれども、意見は意見として受け止めるということになります。基本的にはパブリックコメントで対応するということが事務局の方針です。よろしくお願いいたします。

(会長) それでは今の声も含めて、これはもうここで結論は出せませんが、強い意見もあったということで、事務局で今、見解示されましたが引き続きご検討いただきたいと思えます。すみません、大幅に超過しております。

その他、次回に向けて個別に意見をとか、ここは絶対譲れない線として盛り込むべきだとかいうご要望を含めて寄せてもらう方がいいのか、それともオープンな場で次回ご発言いただくのがいいのか。寄せてもらうなら当然一覧表にしてそれぞれの意見について、事務局としての検討結果等を踏まえてオープンにするという前提で寄せてもらいますが。では、委員。

(委員) 前回そういうことがあったと思うのですがけれども、私はオープンな場でやった方がいいと思えます。それはいろいろ今、委員だけ事務局の方もいらっしゃるし、この審議会が非常に複雑な作りになっているので、できるだけオープンな場で、議論するのは時間がかかりますけれども、そのようにお願いしたいと思えます。

(会長) 基本的には、今日までの審議のところで出たような意見を踏まえて事務局として検討した結果を次回審議するというような方向性で、委員の皆さんもそういう形でよろしいでしょうか。では、そのような形で事務局には準備をお願いしたいと思えます。

それでは引き続き、継続審議という扱いにしたいと思えますが、いかがで

しょうか。

(異議なし)

議事2、その他

(会長) それではお手元の次第2のその他ですが、何か委員の皆様から関連してご
ざいますでしょうか、よろしいでしょうか。
事務局からその他でいかがでしょうか。

(事務局) 本当に長時間に渡ってご審議いただき、どうもありがとうございます。前
回と同様に、次回の審議会の日程を事前にご提案をさせていただければと思
います。1ヶ月半後の8月30日となりますが、そちらで調整をしたいと考
えております。ご承知ください。

(会長) 8月30日は午前、午後のいずれをご検討中ですか。

(事務局) 確定ではありませんが、午前中を予想しております。

(会長) 事務局から次回の日程、8月30日で調整を進めたいということですが、
よろしいでしょうか。

委員の皆様の日程がここでわかれば一応内定状態まで持って行きますが、
わからないという委員がいらっしゃれば閉会后に事務局で調整してもらいま
す。現時点で明確に支障がある委員は、よろしいでしょうか。では一応、事
務局の提案した8月30日を軸に最終調整をしたいということですので、こ
れから予定を入れないようにご協力をお願いできれば幸いです。

はい、それでは以上で継続審議ということで今回の審議を終了したいと思
います。11時半を12時と言いながら既に12時20分で申し訳ございま
せん。ご協力ありがとうございました。

それでは事務局にお戻しします。よろしく申し上げます。

【4. 閉会】

(事務局) 藤原会長、委員の皆様、長時間に渡り、ありがとうございました。会議録
につきましては事務局で調整の上、ご確認をお願いいたします。また、署名
につきましては岩下委員、また、五味委員にはお手数をおかけいたしま
すが、よろしくをお願いいたします。それでは閉会の言葉を小宮山副会長、よ
ろしく申し上げます。

(小宮山副会長より、閉会の言葉)

(事務局) ありがとうございました。以上で本日の日程を終了いたします。最後に挨拶を交わしたいと存じます。ご起立願います。相互に礼。ありがとうございました。

会議終了 午後0時20分